

平成29年度の税制改正により、 配偶者控除および配偶者特別控除が改正されました

改正のポイント！

- 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正されます。
⇒ 扶養者の合計所得金額によって控除額が変わります。
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超123万円以下とされました。

38万円超 **76万円未満** → 38万円超 **123万円以下**
改正前 改正後

適用時期

平成30年分の所得税および
平成31年度市民税・県民税
から適用となります。



《配偶者控除および配偶者特別控除の控除額》

		扶養者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の扶養者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超	

- (注) 1. 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けられませんが、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、扶養親族として申告することができます(同一生計配偶者)。
2. 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合でも、配偶者が同一生計配偶者かつ障害者に該当すれば、障害者控除の適用が受けられます。

問合先 財務部税務室(☎84-5011)